

開館三十五年を経た福島県歴史資料館の近況

福島県歴史資料館 渡辺 智裕

1. 福島県歴史資料館の設立経緯

昭和 37 年（1962）に始まった福島県史編纂事業や、それに続く市町村史編纂の過程で調査・収集された貴重な公文書・古文書の散逸防止、保存、活用の面から文書館建設の必要性が福島県総務部文書広報課主催の福島県史編纂会議において提言されました。このように当初は文書館が構想されていましたが、紆余曲折を経て、考古資料や民俗資料も取り扱うような歴史資料館構想へと変化していきました。また県民の間でも関心が高まり、昭和 42 年 11 月、福島県史学会や福島県考古学会から歴史資料館設立の陳情書が福島県に提出されるにいたりました。これを受け、県史編纂室において福島県歴史資料館の設立基本構想が立案され、昭和 43 年 4 月に発足した歴史資料館建設準備会議に諮られました。

同年 10 月には明治 100 年記念事業として福島県歴史資料館の建設が決定し、歴史資料館建設準備業務が文書広報課県史編纂室から福島県教育委員会社会教育課へと引き継がれました。福島県歴史資料館は、県教育委員会が別途準備を進めていた文化活動の複合施設である福島県美術博物館・福島県文化会館とともに、昭和 45 年 9 月 1 日に開館しました。これらの施設を管理・運営するために財団法人福島県文化センターが設置されました。

当館は、福島県の歴史を明らかにする公文書・古文書・図書などを調査研究し、収集・整理・保存する施設です。また、これらを広く一般に公開し、資料閲覧をはじめ学術研究に供するとともに、県民文化の振興と向上に寄与するための施設でもあります。

その後、福島県内でも大規模な開発がなされるようになり、昭和 52 年 4 月には行政発掘調査を担当する遺跡調査課が財団内に設けられました。さらに、昭和 59 年 7 月の福島県立美術館の新設に伴って、同年 3 月に美術博物館は廃止となりました。

また、平成 13 年（2001）からは福島県文化財センター白河館の設置に伴い、財団法人福島県文化センターから財団法人福島県文化振興事業団へと名称が変更となり、この財団は教育委員会生涯学習領域施設運営グループ管轄の外郭団体にあたります。また、組織も福島県歴史資料館・福島県文化財センター白河館・福島県文化会館・遺跡調査部の 3 館 1 部体制に拡大・再編成されるにいたりました。当館と福島県文化会館の関係ですが、同一敷地内に立地していますが、建物は別棟で、条例の上では複合

施設という位置付けが与えられています。

2. 近年の広報・普及活動

この2年間の活動は、一般県民の方に認知していただくため広報・普及活動に力を入れた時期であったと言えます。その概要について紹介することにします。

平成15年7月には財団のメール・マガジンが創刊され、そのなかで当館の事業案内も発信されるようになりました。また、平成13年7月にホームページを開設して以降、月3回程度更新してきましたが、昨年6月に当館の日常業務を知っていただくために「ブログ de しりょうかん」というコンテンツを加えました。その結果、ホームページのアクセス件数が大幅に伸びました。

平成17年3月には福島県歴史資料館友の会を設立しました。現在、歴史や生涯学習に関心のある方を中心に200人ほどの会員がいます。これらの人々は今後の文書館活動において大切なサポーターとして存在になっていくことでしょう。

講座ものは、秋の展示の内容に合わせた地域史研究講習会、県内各地に出かける歴史資料研究巡回講習会、初心者から親しめる古文書講座、出前講座であるふるさと塾などがあります。地域史に関心のある方を中心に多くの参加者を得ております。

このほかに、フィルム上映会「日本の伝統文化」、博物館実習生の受け入れ、県内の他館が刊行した図録の頒布もしています。新聞・テレビ・ラジオ・フリーペーパーなどマス・メディアへ積極的に働きかけ、特定のメディアと組んでタイムリーに話題を作っていく試みもしています。

3. 指定管理者制度下における運営

当館は、今年度より、財団傘下で唯一調査・研究機能を有しない福島県文化会館とセットで、公募による指定管理者制度の適用を受けるにいたりました。県の行財政改革推進本部による財団や公社の見直し部会においてもこれまで問題点を指摘されたこともなかったわけですが、アーカイブズの施設としては全く類例を見ない事態となったのです。今年の4月に福島県の管理委託制度を離れ、平成18年度から平成20年度までの3年間を限り指定管理者制度下での運営が認められました。新制度の下で半年が経過しましたが、既に様々な点で影響が現れてきています。

まず、利用者にとっての最大のメリットは、開館日数の大幅な増加があげられます。これまでは祝日を除く毎週月曜日が休館日でしたが、施設のメンテナンス日（月1回程度）を除いて基本的に年中無休となりました。また、開館時間が午前9時から午前8時30分となり、長くなりました。しかしながら、このことは光熱費や人件費の増加ならびに史料の劣化を必然的に伴い、指定管理者制度の導入を進めている行政側が最も重視している経費節減と相容れない部分であり、現場の人間としては大変苦慮し

ている点です。

次に苦渋の選択ではありましたが、経費節減のため一部の事業については「受益者負担」という考えを採り入れました。ただし、古文書講座・地域史研究講習会・歴史資料研究巡回講習会など、配付資料が多く、講座受講により個人の技能が向上されるものに限定しています。その代わりに、講義の進め方、話し方、テキストの内容など講師に対する評価も実施しており、講師となる職員も適度に緊張感をもって事前準備に取り組み、講義は以前にもまして充実した内容になっているものと自負しています。

最も影響があったのは人員に関する事です。経費節減のため、学芸員資格を持つ5名の職員は研究職から行政職待遇になりました。また同様の理由で嘱託職員は3名から0となり、そのうち2名は臨時職員へと身分変更となったのです。さらに短期臨時職員は2名から0へと人員が削除され、当館では昨年度より3名が削減されたこととなります。開館日数の増加をこの人数でこなしていくために、人員に見合う事業の抜本的再構築を迫られているのが現状です。この他にも様々な困難が山積していますが、今のところ館長を含めた全職員が専門的資質の向上に真摯に取り組むしかその解決の糸口はないでしょう。



福島県歴史資料館外観



地図

データシート

平成 18 年 9 月 1 日現在

- ・ 機関名：福島県歴史資料館
- ・ 所在地：〒960-8116 福島市春日町 5-54
- ・ 電話 / FAX / E-mail：024-534-9193 / 024-534-9195 /
office@history-archives.fks.ed.jp
- ・ ホームページ：http://www.history-archives.fks.ed.jp/
- ・ 交通：バス / JR 福島駅東口から市内バス 1 コース・2 コース「文化センター入口」
下車、徒歩 8 分
- ・ 開館年月日：昭和 45 年 9 月 1 日
- ・ 設置根拠：福島県文化センター条例（昭和 45 年 7 月 15 日福島県条例第 42 号）
- ・ 組織
 - 館長（財団法人福島県文化振興事業団常務理事兼務）
 - 歴史資料グループ課長 副主幹 課員（3 名） 臨時職員（2 名）
- ・ 建物：1,757.98m²
- ・ 収蔵資料の概要（平成 18 年 4 月 1 日現在）：

公文書	48,876 点	私文書	144,147 点	刊行物等	43,119 点
合計	236,142 点				
- ・ 開室日数 / 閲覧室利用者数（平成 17 年度）：308 日 / 1,355 人
- ・ 主な事業（平成 17 年度）：

資料整備	公文書・私文書・行政資料・刊行物等の収集、整理、保存、利用
展示公開	「わが町の誕生」「習いの手びき」「記憶のなかの戦争」「峠を越える人々」「描かれた村の暮らし」「新公開史料展」
講習会等	地域史研究講習会、歴史資料研究巡回講習会、古文書講座
フィルム上映会	
刊行物	『福島県歴史資料館研究紀要』、『福島県歴史資料館収蔵資料目録』、『福島県史料情報』、『峠を超える人々』（図録）
その他	大学や博物館への講師派遣、博物館実習生の受け入れ